

船舶事故等調査報告書

平成27年6月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014広第60号
事故等種類	衝突
発生日時	平成26年2月6日 09時20分ごろ
発生場所	岡山県倉敷市下津井港南方沖 下津井港一文字防波堤西灯台から真方位156° 820m付近 (概位 北緯34° 25.87' 東経133° 47.71')
事故等調査の経過	平成26年3月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 液体化学薬品ばら積船 第三十六光輝丸、499トン 131767、青野海運株式会社、株式会社ワークスネット B 漁船 徳丸、2.0トン KA3-30667（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、四級海技士（航海） B 船長B、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A なし B 右舷船首部外板に亀裂
事故等の経過	A船は、船長Aほか4人が乗り組み、船長Aが手動操舵により操船し、倉敷市水島港に向けて下津井港南方沖を約5ノット（kn）の速力で西進していた。 船長Aは、左舷前方約0.5海里に北北東進するB船を視認し、B船が前路を右方に横切る態勢で接近するので、汽笛を連続して吹鳴したものの、B船が更に接近する状況となったので、機関を全速力後進にかけた。 A船は、前進行きあしがほぼ止まった平成26年2月6日09時20分ごろ、A船の船首部とB船の右舷船首部とが衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、操業を終えた後、船長Bが手動操舵により操船し、下津井港に向けて同港南方沖を約12knの速力で北北東進していた。 船長Bは、周囲に航行する他船を見掛けなかったため、しばらくは接近する船舶はいないと思い、船首方の防波堤入口付近を見ていたところ、右舷方至近にA船を認め、左舵を取って機関を後進にかけたが、A船と衝突した。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 3、視界 良好 海象：潮汐 ほぼ低潮時

<p>その他の事項</p>	<p>A 船は、左舷前方に水島航路を北西進中の大型船がいたので、約5 kn に減速して西進していた。</p> <p>B 船には、レーダーがなかった。</p> <p>船長Bは、救命胴衣を着用していなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A なし、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A 船は、下津井港南方沖を西進中、船長Aが、前路を右方に横切る態勢で接近するB船を認め、汽笛を吹鳴し、機関を全速力後進にかけ、ほぼ停止状態となったものの、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、下津井港南方沖を北北東進中、船長Bが、周囲に航行する他船を見掛けなかったため、しばらくは接近する船舶はいないと思いい、船首方の防波堤入口付近に意識を向け、見張りを適切に行っていなかったことから、A船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、下津井港南方沖において、A船が西進中、B船が北北東進中、船長Bが、周囲に航行する他船を見掛けなかったため、しばらくは接近する船舶はいないと思いい、船首方の防波堤入口付近に意識を向け、見張りを適切に行っていなかったため、ほぼ停止状態となったA船とB船とが衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時、周囲の見張りを適切に行うこと。